

農の架け橋 地域と共に

— 白子町農業委員会だより NO. 17 —



平成31年3月
編集・発行/
白子町農業委員会

農業委員及び農地利用最適化推進委員を皆さんに紹介します。

白子農業の礎を築いた先輩方に感謝しながら…

白子町刺金 長島幸夫さん（農地利用最適化推進委員）

「俺なんか取材したって何もねえよ。観てのとおりだよ！」ハウスの中で手際よく作業を続けながら、冗談を交えながら語る長島さん。トマトを中心として温室栽培1550坪を、妻の光子さんと取り組むとともに、水稻は営農組合に所属し、圃場550aを受け持ち、日々、汗を流す。

長島さんが加入する「農事組合法人 南白亀営農組合」は、町で初めてのライスセンターとして、1969年8月に設立。以来、長きにわたり、その牽引役を担ってきた。1993年に施設の移転を行うとともに、随時、機械設備の拡充を図りながら、現在も積極的に事業展開している。

「設立50年の節目となり、今、皆と一緒に働くことを誇りに思うし、何と云っても、半世紀前の先輩方の取り組みには、『敬意、感謝』しかない。これを胸に刻み、これからを取組んでいきたい。」と組合への熱い思いを語る。



推進委員としての抱負を聞いたところ、「白子町で生まれ、育ち、そして生きている。その大切な町の土地をいかに有効に活用していけるかを考えたい。耕作放棄地の減少に努めていきたい。」と教えてくれました。「そして、もっともっと美味しいトマトを作っていきたい。」この言葉の中に、尊敬する先人たちに負けないぐらいの力強さが感じ取れました。



【南白亀ライスセンター（1993年移築）】



【養液栽培トマトは面積拡大を目指す】

○農業振興地域制度について

「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に基づき、町では「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)」が策定されています。これは、“町(地域)の農業をどのように発展させていくべきか”という農業基盤整備等の計画のほか、集团的農地や土地改良整備事業により整備された農地等を、「農用地区域」(農振農用地)として定め、“将来にわたって農業のために利用していくべき土地を確保していく”ことが記載されています。

➤ 農業振興地域整備計画の変更(農振除外)

農振法では、農用地区域(農振農用地)での開発行為(住宅や店舗、工場等の建設)は厳しく制限されており、原則として開発行為を行うことはできません。しかし、どうしても農用地区域を開発しなければならない場合もあり、そのような場合、完全に開発を制限してしまうと、かえって農村地域の発展を妨げてしまうことも考えられます。そのため、周辺の農地に影響は無いかどうか等を判断した上で、やむを得ない場合と認められる場合は、農業振興地域整備計画の変更を行い、当該土地を農用地区域から除外することができます。

- ✓ この計画変更は、市町村はその旨の広告縦覧したうえで、県に協議・同意を行うことが法律で義務付けられているため手続きには相応の時間を要します。(下記参照)
- ✓ 農用地区域から除外されただけでは開発は行えません。除外後に、農地法による農地転用許可申請を行い、許可を得る必要があります。

【変更(除外)の申出】

農振除外にあたっては、除外する農用地が「農振農用地の除外5要件」のすべてを満たすこと。また、農地転用、開発許可等その他許認可の見込みがあるものに限られます。

《農振農用地の除外5要件》

1. 農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
2. 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
3. 安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
4. 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
5. 土地改良事業等完了後8年を経過しているものであること。

【申込受付時期】

農振除外の申込は、毎年 5月と11月の年2回 産業課において受付けています。

【計画変更(除外)決定までの流れ】

- | | |
|--------------------|--|
| 5月(11月) | 申請 (申請者) |
| 6月(12月) | 現地調査、町農業振興協議会審議 (白子町) |
| 7月(1月) | 変更事前協議申請 (白子町⇒千葉県) |
| 9月(3月) | 現地調査、県土地利用対策連絡会審議 (千葉県)
《変更適否 県事前回答》 |
| 10月～11月
(4月～5月) | 計画変更案の広告縦覧及び異議申立 (白子町) |
| 12月(6月) | 計画変更協議の申出(本協議) (白子町⇒千葉県) |
| 1月(7月) | 同意通知 (千葉県⇒白子町)
広告 (白子町) ※県に広告写を送付 (白子町⇒千葉県)
同意通知 (白子町⇒申請者) |

農地に係る相談は、それぞれの地域の農業委員・推進委員、または、農業委員会事務局までお問い合わせください。

白子町農業委員会事務局 0475(33)2115